



くすりの投与についてのお願い

厚生労働省の指導により、保育園においてのくすりの投与は原則として行うことは出来ません。

しかし、万が一投与せざるを得ない場合は、くすりの投与について**保護者のみなさんに守っていただきたいこと**がいくつかありますので、お子さんの安全のために是非ご協力をよろしくお願い致します。

- ① 原則として保育園での投与は控えさせていただきたいので、できましたら医療機関に相談して、**1日2回(朝・夕)にしてもらってください。**
 - ② どうしても**昼食前後等に服用しなくてはならない時は「くすり投与依頼票」に記入し、**登園した時にくすりと一緒に担任に提出してください。(担任または受け入れの先生に一声かけてください)
 - ③ 何日か続けて同じ薬を投与する時にも、**必ず「くすり投与依頼票」を1日1枚、くすりに添えて担任に提出**してください。
- ◆ ただし、保育園でケガをした場合の投与につきましては、特例として「くすり投与依頼票」の提出は必要ありません。
 - ◆ 「くすり投与依頼票」どおりの投与における事故については、園では責任を負いかねますのでご了承下さい

★★★くすりの持参の仕方★★★

シロップ

(液状のくすり) … **1回分を容器に入れ、容器には必ずフルネーム**で名前を記入してください。

粉薬 … **袋にフルネーム**で名前を記入して下さい。(何種類かある場合も全部の袋に記名)

塗り薬 … **容器にフルネーム**で名前を記入してください。

★★こんな時は投与できません(おくすりは降園の際にお返しすることになりました)★★

- ・ 市販のくすりを持ってきた場合
- ・ 投与依頼票がない場合、または記入もれがあった場合
- ・ 投与依頼票の記入とくすりの数が合わなかった場合
- ・ くすりの容器、袋等に名前の記入が無かった場合



上記のような場合は投与できません。先生たちも間違いのないよう細心の注意をはかりお子さん達に投与しています。近頃、アレルギー体質のお子さんも増え、自分のお子さんにとっては普通の風邪薬でも別のお子さんにとっては体質によっては命取りになる場合も考えられます。大きな投与事故を未然に防ぐためにもその点をお含みいただき、投与を依頼される場合は、保護者の皆様にも細心の注意をはかっていただければと思います。